

改正 平成22年2月5日
平成24年4月1日

平成23年8月29日
平成25年12月19日

(目的)

第1条 この要綱は、市の施策、事務事業等に関し、職員の創意工夫による提案を求め、これを実施する制度を設けることにより、職務に対する意欲の向上を図り、活力ある職場づくりを行うとともに、市民サービスの向上及び行政の効率化に資することを目的とする。

(対象職員)

第2条 提案を行うことができる者は、小金井市に勤務する一般職の職員（非常勤嘱託職員、再任用職員及び任期付職員を含む。）とする。

2 前項の職員のうち、提案の審査事務に関わる管理職者は、提案を行うことができない。

3 職員は、個人又は2人以上共同で提案することができる。

(提案内容)

第3条 提案は、職員の創意工夫による具体的かつ実現可能なものに限り、提案者の発意により、前年度の提案募集日以降に発意され実現した提案（第6条第4号に規定する提案を除く。）についても対象とする。

2 前項に規定する提案の内容について、市長は、必要があると認めるときは、これを指定することができる。

(提案時期)

第4条 提案は、毎年1回期限を定めて募集する。

(提案方法)

第5条 提案者は、職員提案制度提案書（様式第1号。以下「提案書」という。）に必要事項を記入し、参考資料がある場合にはこれを添付し、企画政策課長に提出するものとする。

(提案の一次審査)

第6条 提出された提案は、企画財政部企画政策課（以下「企画政策課」という。）で一次審査を行い、次の各号のいずれかに該当する提案は、不採択として第8条に定める審査会に報告し、提案者に通知するものとする。

(1) 具体性に欠ける等、明らかに実現不可能であると判断できるもの

(2) 第3条で定める提案ではないもの

(3) 人事及び給与に関するもの並びにこれらについての要望、苦情、不平及び不満に類するもの

(4) この要綱の規定により、既に提案又は実施済みのもの

(提案の調査)

第7条 企画政策課長は、必要がある場合には、提案書の記載事項を所管する課の長又はこれに相当する職にある者から職員提案制度基本調査書（様式第2号）の提出を求めることができる。

(審査会の設置)

第8条 提案の二次審査を行うため、審査会を設置する。

2 審査会は、副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長及び生涯学習部長をもって組織する。

3 審査会は、前項に定める者を審査員とし、当該審査員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、会議に提案者の出席を求めることができる。

(審査会の会長及び副会長)

第8条の2 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、企画財政部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副会長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。

4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務

を代理する。

6 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、企画財政部長が会長の職務を代理する。

(提案の二次審査)

第9条 審査会は、一次審査で採択された提案について、別表第1に定める小金井市職員提案審査基準(以下「審査基準」という。)及び別表第2に定める小金井市職員提案表彰基準(以下「表彰基準」という。)により提案を審査する。

2 前項の審査において、評点の合計が同数の提案は、審査基準に定める効果及び実現性の評点が高い提案を高位とするとともに、その他提案内容を総合的に審査して順位を決定する。

3 審査会は、一次審査及び二次審査の審査結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(表彰)

第10条 市長は、前条第3項の規定により報告を受けた二次審査の審査結果に基づき、表彰基準に定める表彰区分の決定を行うものとする。

2 市長は、決定した表彰区分について、職員提案制度審査結果通知書(様式第3号)により提案者に通知するとともに、決定した表彰内容に応じて提案者を表彰するものとする。

3 前項の場合において、共同提案については、1つの提案とみなして表彰するものとする。

(提案の周知)

第11条 企画財政部長は、表彰を受けた提案については、これを広く職員に周知するものとする。

(提案の実施)

第12条 市長は、第10条第1項の規定に基づき最優秀賞、優秀賞又は入賞と決定した提案で、実施されていないものについて、提案書の記載事項を所管する部の長又はこれに相当する職にある者(以下「所管部長」という。)に対し、提案内容を実施又は実施に向けた検討をするよう指示するものとする。また、努力賞又はチャレンジ賞と決定した提案については、提案書の記載事項を所管する課の長に対し、提案内容を参考として報告するものとする。

(実施計画の策定)

第13条 前条前段の規定により実施の指示を受けた所管部長は、提案内容の実施計画を策定し、職員提案制度実施計画書(様式第4号)により市長に報告するとともに、当該計画実施における効果を検証し、その後の実施に反映させるものとする。

(庶務)

第14条 職員提案制度に関する事務及び審査会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月17日から施行する。

付 則(平成22年2月5日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の小金井市職員提案制度実施要綱の規定により決定された不採用について、一次審査において不採用とされた提案は、この要綱による改正後の小金井市職員提案制度実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定により不採択とされた提案と、二次審査において不採用とされた提案は、新要綱の規定によりチャレンジ賞とされた提案とみなす。

付 則(平成23年8月29日)

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

付 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年12月19日)

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

別表第1(第9条関係)

小金井市職員提案審査基準

審査基準	審査内容	審査区分			
		評価	多大な効果がある。	一定の効果がある。	効果がない（費用対効果，その他）。
効果	テーマに即して，市民サービスの向上，事務能率の向上，経済性の向上を評価する。	評価	多大な効果がある。	一定の効果がある。	効果がない（費用対効果，その他）。
		評点	4～5	1～3	0
実現性	法的，経済的，時間的，技術的側面からみて，実現の可能性を評価する。	評価	実現可能	準備，研究を要する。	実現不可能（制度，予算，市民理解，その他）
		評点	4～5	1～3	0
その他	特段の努力，創造性等を評価する。	評価	特段の努力，創造性等が認められる。	特段の努力，創造性等が認められない。	
		評点	1～5		0

合計 0～15点

別表第2（第9条，第10条関係）

小金井市職員提案表彰基準

表彰区分	表彰内容	表彰基準
最優秀賞 (1件)	1万円相当の図書カード 授与	評価基準評点の 100分の90以上
優秀賞 (2件以内)	5千円相当の図書カード 授与	評価基準評点の 100分の80以上
入賞 (10件以内)	3千円相当の図書カード 授与	評価基準評点の 100分の60以上
努力賞	—	評価基準評点の 3分の1以上
チャレンジ賞	—	評価基準評点の 3分の1未満

評価基準評点は，別表第1に定める評点の合計の最高点（15点）に審査会に出席した審査員の数を乗じた点数

様式第1号

（第5条，第7条，第12条関係）

様式第2号

（第7条関係）

様式第3号

（第10条関係）

様式第4号

（第13条関係）